

## 土佐清水市移住促進支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、土佐清水市補助金交付規則（以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、土佐清水市移住促進支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関する必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 市は、移住希望者及び移住者が土佐清水市に居住するための経費の一部を助成することで、本市への移住促進につなげることを目的とする。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条に規定する補助目的を達成するために行うもので、次に掲げるものとする。

- ア 受入体制整備事業（Iターン引越支援）
- イ 受入体制整備事業（インターネット引込工事支援）
- ウ 受入体制整備事業（就業体験等交通費支援）
- エ Uターン促進事業（Uターン引越支援）
- オ 住宅確保促進事業（荷物整理支援）

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる事業区分、補助対象者、補助対象経費等は、別表第1に定めるとおりとし、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

### (補助事業執行者の義務)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、法令等及び補助条件その他市長の指示するところに従い、補助事業を執行しなければならない。

### (補助事業の変更)

第8条 補助金の交付の決定があった後において、補助事業の内容を変更する必要が生じたときは、事業変更承認申請書（様式第3号）を提出して、市長の承認を得なければならない。ただし、事業費の総額及び事業実施期間に変更が生じないもので、かつ軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、当該変更の承認の可否を決定し、その結果を補助金変更交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

### (実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業の完了後、速やかに補助金実績報告書（様式第5号）に添付資料を添えて市長に提出するものとする。

### (補助金の交付)

第10条 市長は、補助事業の完了の認定をした場合において、その旨を補助事業の執行者に通知し、補助金交付請求書（様式第6号）によって補助金を交付する。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日以内に補助金を支払うものとする。

3 補助金の交付は、一世帯につき一度限りとする。

(補助金の返還)

第11条 補助金の交付を受けた後、5年以内に以下の項目に該当した場合は、補助金の全部または一部を返還するものとする。その場合の補助金返済額は、別表第2のとおりとする。

- (1) 移住者が補助金の交付を受けた場合において、補助金の交付後に自己都合により転出したとき。  
2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、補助金の返還は要しないものとする。  
(1) 療養により、他の市区町村に住民登録を行ったとき。  
(2) 死亡したとき。  
(3) その他市長が必要と認めるとき。

(暴力団等の排除)

第12条 市長は、申請者が土佐清水市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年9月30日規則第26号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者（以下「排除措置対象者」という。）に該当すると認められるときは、補助金の交付を行わないものとする。

2 市長は、補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）が排除措置対象者に該当すると認められたときは、当該排除措置対象者に係る補助金の交付の決定を取消すことができる。この場合において、市長は、補助事業者がすでに補助金の全部又は一部を受領済であるときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。